政令

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百九十七号

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年四月一日とする。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

車両制限令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百九十八号

車両制限令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の四第五項、第四十七条の十第五項及び第四十八条の五十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　道路との関係において必要とされる車両についての制限（第三条―第十四条）
第三章　限度超過車両の通行に係る許可の申請その他の手続に関し必要な事項（第十五条―第二十一条）
第四章　雑則（第二十二条・第二十三条）
附則

第一章　総則

第一条中「ため」を「ために」に改め、「制限」の下に「及び限度超過車両の通行に係る許可の申請その他の手続に関し必要な事項について」を加える。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章　道路との関係において必要とされる車両についての制限

第十四条の次に次の章名を付する。

第三章　限度超過車両の通行に係る許可の申請その他の手続に関し必要な事項

第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二条とし、第十八条の次に次の三条及び章名を加える。

（限度超過車両の登録の手数料）

第十九条　法第四十七条の四第五項の手数料の額は、同条第一項の登録又は同条第二項の登録の更新に係る申請一件につき五千円とする。

（登録車両の通行に関する確認の手数料）

第二十条　法第四十七条の十第五項の手数料の額は、同条第一項の規定による求め一件につき六百円とする。ただし、当該求めに係る同条第二項第二号に掲げる出発地及び目的地が一の都道府県の区域内にある場合には、当該求め一件につき四百円を超えない範囲内において同条第四項の規定により判定基準が定められている当該都道府県の区域内の道路の延長及び構造を勘案して当該都道府県ごとに国土交通大臣が定める額とする。

（指定登録確認機関が登録等事務を行う場合の手数料）

第二十一条　法第四十八条の五十九第一項第一号に掲げる者が同項の規定により指定登録確認機関に納付しなければならない手数料の額は、第十九条に規定する額とする。

2　法第四十八条の五十九第一項第二号に掲げる者が同項の規定により指定登録確認機関に納付しなければならない手数料の額は、前条に規定する額とする。

第四章　雑則

附　則

この政令は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百九十九号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百三十九号の項中「蓼原字用水堀東七百二十五番一」を「中丸字木ノ市二十八番三」に改め、同表二百十八号の項中「西臼杵郡」の下に「五ケ瀬町大字三ケ所字西ノ谷一万五百五十二番から同郡高千穂町大字三田井字塩市千七百七十五番一まで、同郡」を加え、「字高野一万三千二十二番一」を「字平底一万二千二百八十一番一」に、「（同市）」を「（同郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字東一万四千四百八十五番四を経て同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで及び同市」に改め、同表四百九十七号の項中「東字スス町三百三十九番」を「二丈深江字野間ノ下千四百九十二番一」に改める。

附　則

この政令は、令和三年七月二十日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉